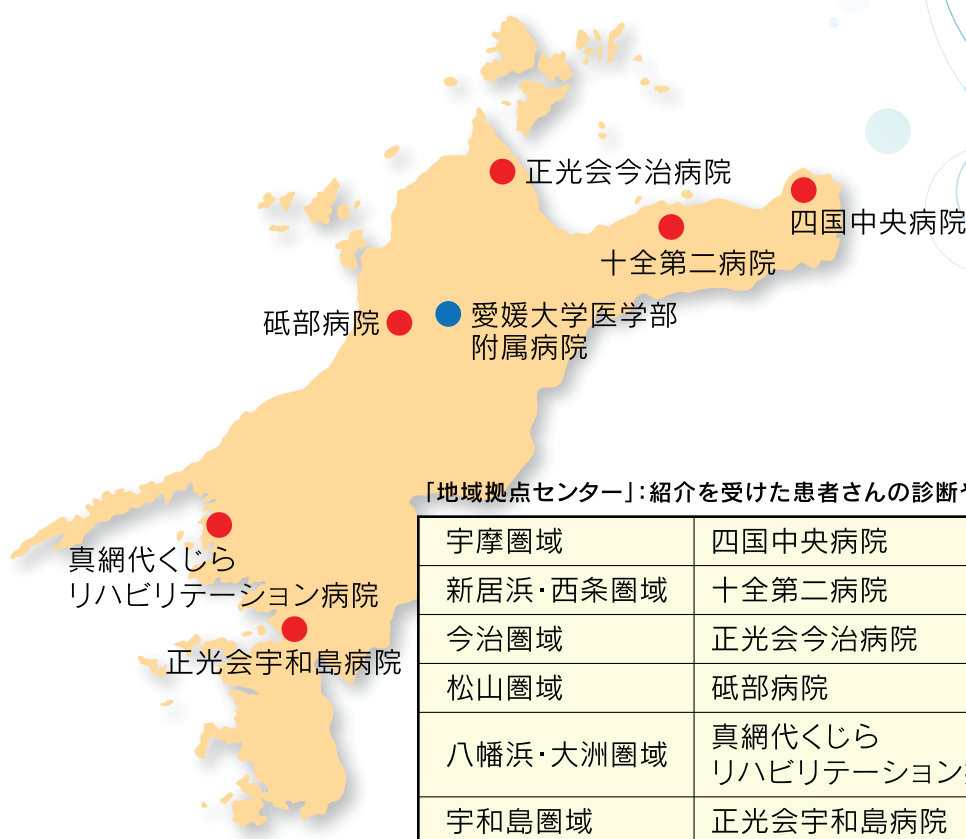


## どのような医療機関を受診すればいいの？

日常生活の中で、「おかしいな」と思ったら、「かかりつけ医」に相談して紹介状を持って、「認知症疾患医療センター」のほか、「もの忘れ外来」のある医療機関や、精神科、老年科、神経内科、脳神経外科などの診療科目のある専門の医療機関を受診するのがよいでしょう。

## 認知症疾患医療センター

認知症の人やその家族を医療面から支援する専門医療機関です。地域包括支援センターやかかりつけ医を通じてご利用ください。



## 認知症サポート医

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役を担う医師です。

県内のそれぞれの地域のサポート医については、下記ホームページをご覧ください。

(H27.3月末現在 愛媛県内に40名います。)

### 愛媛県公式ホームページ

愛媛県認知症サポート医養成研修修了者一覧

[http://www.pref.ehime.jp/h20400/1189052\\_1885.html](http://www.pref.ehime.jp/h20400/1189052_1885.html)

## 認知症と診断されたらどうしたらいいの？

症状や状態に応じて利用できる社会制度やサービスがあります。



### ◆ 診断後の生活を支える社会制度

#### 自立支援医療費(精神通院医療)の受給

継続的な通院医療が必要な方は、医療費の負担が軽減される自立支援医療費制度の対象となる場合があります。

お住まいの市町の障害福祉担当課へご相談ください。

#### 「精神障害者保健福祉手帳」の申請

認知症による記憶障害等で、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方は、手帳交付の対象となる場合があります。(初診から6か月以上経過していることが必要です。)

お住まいの市町の障害福祉担当課へご相談ください。

#### 障害年金の受給

病気やけがで仕事を続けることが困難となった人やその家族の生活を支えるための公的年金です。(初診から1年6か月を経過した日、又は1年6か月以内に症状が固定した日から請求できます。)

国民年金の方は、お住まいの市町の年金相談窓口へ。厚生年金保険の方は、年金事務所へ。共済年金保険の方は、各共済組合へ、ご相談ください。

#### 介護保険、障害者総合支援法のサービスの申請

#### 日常生活自立支援事業、成年後見制度の申請

お住まいの市町の介護保険・障害福祉担当課、地域包括支援センターへご相談ください。(介護保険は、40歳～64歳の方も対象となる場合があります。)

### ◆ 退職したら

#### 傷病手当金の受給

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」「健康保険組合」に加入している事業所に勤めている人が病気等で仕事を休み、給料を受けられないときに、その間の生活の保障をするものです。(支給される期間は、支給開始した日から最長で1年6か月です。)

職場の人事部、協会けんぽへ、ご相談ください。

### ◆ 退職したら

#### 雇用保険(失業手当)の受給

お近くのハローワークへ、ご相談ください。

### ◆ その他

#### 住宅ローン、生命保険、高度障害保険金

金融機関、保険会社によって条件が異なるので、それぞれの機関(会社)へ、ご相談ください。